

阿南市教育委員会要綱第7号

阿南市タブレット端末等貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ICTを利活用した教育を進め、学校の教育課程に則った学習の質の向上及び学習内容の定着に資することを目的として、阿南市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒が使用するタブレット端末の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タブレット端末 阿南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する児童生徒用タブレット端末をいう。
- (2) 管理責任者 阿南市立小学校及び中学校におけるタブレット端末管理運用要綱（令和3年阿南市教育委員会要綱第6号。以下「端末管理運用要綱」という。）第4条に規定するタブレット端末管理責任者をいう。

(貸与物品)

第3条 この要綱により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、タブレット端末本体、電源ケーブル、キーボード及び専用ケースとする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受ける対象者は、貸与物品を使用する児童生徒の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）とする。

(貸与の事務)

第5条 教育委員会は、児童生徒が在籍する学校の管理責任者を通じて、貸与物品の貸与を行うものとする。

(管理)

第6条 管理責任者は、貸与状況等を管理しなければならない。

(貸与期間)

第 7 条 児童生徒が使用する貸与物品の貸与の期間は、貸与をした日から中学校卒業年度の 2 月末日までとする。

(貸与料)

第 8 条 貸与物品の貸与料は、無償とする。

(貸与の申込み)

第 9 条 貸与物品の貸与を受けようとする保護者は、阿南市タブレット端末等貸与申込書 (様式第 1 号) により管理責任者に貸与の申込みを行うものとする。

(貸与の承認)

第 10 条 管理責任者は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、貸与物品の貸与を承認するものとする。

2 管理責任者は、貸与物品の貸与を承認したときは、児童生徒に対し、貸与物品を引き渡すものとする。

(家庭での貸与物品の使用等)

第 11 条 管理責任者は、児童生徒が家庭学習のために家庭においてタブレット端末を使用する場合は、各学校において家庭学習でタブレット端末を使用するためのマニュアル等を作成し、保護者の同意を得た上で、貸与物品の持ち帰りを認めるものとする。

(貸与物品の交換)

第 12 条 管理責任者は、貸与した貸与物品を交換する必要が生じたときは、あらかじめその旨を保護者に連絡し、当該貸与した貸与物品を交換するものとする。

(貸与物品の管理)

第 13 条 貸与物品の貸与を受けた保護者及びその児童生徒 (以下「保護者等」という。) は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 保護者等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。

- (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品を使用して、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、タブレット端末等の貸与の目的及び貸与条件に反すること。

3 保護者等は、貸与物品の管理運用に当たり、管理責任者から必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
(亡失又は損傷)

第14条 保護者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに阿南市タブレット端末等貸与物品亡失・損傷届(様式第2号)により管理責任者に届け出なければならない。

2 管理責任者は、前項の届出があったときは、その届出を受けた日から起算して5日以内に端末管理運用要綱第14条第1項に規定する報告をしなければならない。

3 前項の報告により、亡失又は損傷の理由が保護者等の故意又は過失による場合、保護者は、教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 保護者は、貸与物品の使用に当たり、保護者等の責めに帰すべき理由により市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(貸与の終了)

第16条 管理責任者は、第7条の貸与期間中であっても次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を終了することができる。

- (1) 児童生徒が、転出等により学校の児童生徒でなくなったとき。
- (2) 保護者等が第13条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 管理責任者は、前項の規定により貸与を終了したときは、阿南市タブレット端末等貸与終了通知書（様式第3号）により、保護者に通知し、貸与物品の返却を求めるものとする。
（貸与物品の返却）

第17条 保護者は、第7条に規定する貸与期間が満了する日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 保護者は、前条第2項の規定による通知を受けた場合は、管理責任者が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 保護者が、前項の返却日までに貸与物品を返却せず、管理責任者からの督促にも応じない場合は、保護者は貸与物品の価額を弁償する責任を負うものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。